

放課後児童健全育成事業等に係るQ&A（新規分）

【平成30年3月30日現在】

No	該当項目	質 問	回 答
1	放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第46号。以下「改正省令」という。)により新設された、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準省令」という。)第10条第3項第10号で、新たに放課後児童支援員の資格要件の拡大の対象になるのは、どのような方か。	改正省令で、新たに「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの」を放課後児童支援員の資格要件の対象とした。具体的には、地方分権提案募集で、放課後児童クラブの勤務経験は豊富だが、高校を卒業していないために、放課後児童支援員になれない方がいるため、放課後児童支援員の資格要件を拡大すべきではないかのご提案を踏まえて改正するものであり、放課後児童クラブに長年勤務しているが、現行の資格要件を満たさない方を想定している。
2		第10条第3項第10号で、なぜ「5年以上」の実務経験を求めているのか。「5年以上」とは、常勤で勤務していたことを意味するのか。例えば、一週間のうち何日といった勤務形態や、長期休業期間中のみの勤務についてはどのように解釈すべきか。	放課後児童支援員の認定資格は、放課後児童クラブで働く職員の中で、実践や運営に責任を持たされる職務につくことが想定されている資格であることから、一定以上の実務経験が必要と考えており、「5年以上」の実務経験を要件とした。なお、同第9号の高等学校卒業者等について2年以上の実務経験を求めていることとのバランスも考慮したものである。 「5年以上」の考え方については、必ずしも常勤で勤務していたことを求めるものではないが、実務経験証明書等から判断して、放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事し、児童と継続的に関わっている期間が5年以上である者を対象とする趣旨である。長期休業期間中のみの就業については、必ずしも「継続的」とは言えないものと考えられる。
3		第10条第3項第10号の規定に基づき、「市町村長が適当と認めたもの」が放課後児童支援員となる資格を有するが、市町村長はどのような観点で判断をするのか。	児童福祉法第34条の8第1項及び第2項に規定する届出がなされた放課後児童健全育成事業について、5年の実務経験が認められ得るものか、また、その勤務姿勢等が適正であったか、という点について判断をすることが考えられる。
4		第10条第3項第10号の規定において、実務経験の対象となる事業を放課後児童健全育成事業に絞っている理由は何か。例えば、児童館での勤務は対象とならないのか。	上述のとおり、放課後児童支援員の認定資格は、放課後児童クラブで働く職員の中で、実践や運営に責任を持たされる職務につくことが想定されている資格であることから、一定以上の実務経験を求めるに当たり、放課後児童クラブでの経験を求めたものである。そのため、児童館での勤務は対象とならない。
5		改正省令は平成30年4月1日から施行することとなっているが、当該施行日に条例が施行できず、「従うべき基準」にもかかわらず省令と条例の規定内容に差が生じてしまう場合について、どのように考えるべきか。	「従うべき基準」については、従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されていることから、省令と条例の規定内容に差が生じていることをもって、直ちに問題になるものではないと考えている。 そのため、例えば今回の中卒者を認める改正について、地域でそのような者の該当がない等、各地域における判断により、対象を拡大せず、条例改正を行わないこともあり得る。他方、仮に条例を改正しないとしても、現場から相談があった場合には、速やかに条例改正をする必要がある。 なお、中卒者を支援員として含めることが適切でない、という考えから条例改正をしないということであれば、自治体としてしかるべき説明が必要である。
6	放課後児童健全育成事業	基準省令第10条第3項第4号に関して、改正省令により、何が改正されたのか。今般の改正により、放課後児童支援員になるに当たり、教員免許更新講習を受ける必要がなくなったのか。	当該規定は、教諭となる資格を有する方について、放課後児童支援員の資格者としている規定であるが、教員免許更新制との関係で分かり難い規定となっていたことを踏まえ、「学校職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」と改正したものである。 当該規定の対象者の具体的な範囲について、改正前後で、教育職員として一定の資質を有する者を対象にする、という解釈に変更はないと考えているが、省令改正後は、明確に、特別支援学校の教員免許のみを有する方、臨時免許状や特別免許状を有している(いた)方、養護教諭免許を有する方についても含れることとなる。 なお、教員免許更新制の導入によりかつて教員免許を取得したが、免許自体は更新を受けておらず失効している方についても、当然ながら対象となる。
7		改正省令による改正後の基準省令第10条第3項第4号に規定する「教員職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」とは、具体的にどういった者を指すのか。有効期間が切れた教員免許状を有する者は該当するのか。	
8		(効力を失った教員免許状を有している者又は)教員職員免許法第11条の規定により教員免許状を取上げられた者については、改正省令による改正後の基準省令第10条第3項第4号の規定との関係で、どのように取り扱うべきか。	

No	該当項目	質問	回答
9	放課後児童健全育成事業	基準省令第10条第3項第5号から第8号までの各号に規定する大学等で履修する「社会福祉学」や「心理学」等は、具体的にどういった内容を規定したものか。	各号の規定については、それぞれ規定されている学問名に関して、大学や短大で対応する学習を行い、学士等を修得したことを指しており、単に関連する単位を修得したことを指すものではない。 なお、当該各号に掲げる放課後児童支援員の基礎資格要件に該当するかを確認するにあたって、学士等の名称が省令に示した学問名とは一致していない場合であっても、内容が関連するものであれば認められるものと考えます。(例:子ども学→教育学に該当)
10	放課後児童クラブ運営支援事業	(1)賃借料補助は初年度限りではなく、次年度以降もメニューとして使用できるか。	次年度以降も補助対象として差し支えない。
11	放課後児童支援員キャリアアップ処遇事業	新規に増員した職員のキャリアアップ処遇改善の賃金改善額はどのように考えたらよいか。	平成28年度に同程度の経験や能力等を有する職員を雇用した場合の賃金水準と比較し、その額を超える部分が賃金改善額となる。
12	放課後児童支援員キャリアアップ処遇事業	新規に開所した場合のキャリアアップ処遇改善の賃金改善額はどのように考えたらよいか。	平成28年度に存在しなかった放課後児童クラブに従事する職員の賃金改善額については、平成28年度の地域の放課後児童クラブの賃金水準と比較し、賃金改善が図られていると認められる部分を賃金改善額とする。
13	放課後児童支援員等処遇改善等事業	平成30年度の実施要綱(別添6)の「3事業の内容」の(2)の常勤職員を配置するための追加費用等は、どのように算定すればよいか。	当該放課後児童クラブに係る人件費の総額から放課後児童健全育成事業(実施要綱の別添1)及び小規模放課後児童クラブ支援事業(実施要綱の別添8)により充てられる費用を除いた額のうち、常勤職員に係る人件費(賃金改善分を含む)及び常勤職員以外の職員の賃金改善分を補助対象とし、当該額と国庫補助基準額3,012,000円を比較して少ない方の額を基に国庫補助額を算定する。なお、放課後児童支援員が行う事務処理を業務委託すると、総人件費が減少し、結果的に「放課後児童支援員等処遇改善等事業」の補助額が減額となるというご指摘を踏まえ、平成30年度より子ども達への手厚い支援を確保するために放課後児童支援員が行う事務処理を業務委託している(業務委託することで人件費を削減している)場合は、当該委託経費について計算上は総人件費に含めて差し支えないこととする。 また、上記の放課後児童健全育成事業(実施要綱の別添1)により充てられる額は、以下の①又は②に③及び④を加えた額とし、小規模放課後児童クラブ支援事業(実施要綱の別添8)により充てられる額は、⑤とする。 なお、下記額は、激変緩和のため設定している額である。 ①開所日数250日以上、一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の場合 2,625,000円 ②開所日数250日以上、一の支援の単位を構成する児童の数が20人以上の場合 6,036,000円 ③開所日数加算の対象となる場合 (年間開所日数-250日)×17,000円 ④長時間開所加算の対象となる場合 (ア)平日分 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×624,000円 (イ)長期休暇等分 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×281,000円 ⑤小規模放課後児童クラブ支援事業(実施要綱の別添8)を実施している場合 1,103,000円